

# 国民健康保険税 計算モデルケース

世帯主 42歳(所得額250万円、固定資産税3万円)  
妻 38歳(所得額0万円、固定資産税3万円)  
子ども (13歳、11歳)

## 医療分

	(前年度税率の場合)	
所得割額 (250万円-33万円《基礎控除》×5.07%)	= 110,019円	119,350円
資産割額 (6万円×5.28%)	= 3,168円	7,152円
均等割額 20,000×4人	= 80,000円	80,000円
平等割額 17,000×1世帯	= 17,000円	17,000円
合計 (100円未満は切り捨て)	210,100円	223,500円

## 支援金分

	(前年度税率の場合)	
所得割額 (250万円-33万円《基礎控除》×2.36%)	= 51,212円	55,552円
資産割額 (6万円×2.75%)	= 1,650円	3,312円
均等割額 9,000×4人	= 36,000円	38,000円
平等割額 7,400×1世帯	= 7,400円	8,400円
合計 (100円未満は切り捨て)	96,200円	105,200円

## 介護分

	(前年度税率の場合)	
所得割額 (250万円-33万円《基礎控除》×2.48%)	= 53,816円	60,977円
資産割額 (3万円×3.3%)	= 990円	2,163円
均等割額 12,500×1人	= 12,500円	13,300円
平等割額 7,000×1世帯	= 7,000円	8,000円
合計 (100円未満は切り捨て)	74,300円	84,400円

## 合計

- 医療分と支援金分と介護分の合計が国民健康保険税となります。
- (210,100+96,200+74,300 = 380,600円)
- ●前年度税率の場合 (223,500+105,200+84,400 = 413,100円)

## その他の モデルケース

モデルケース ①  
世帯主 29歳 (所得額150万円 固定資産税 0円)  
妻 29歳 (所得額 40万円 固定資産税 0円)  
子 3歳  
医療分 139,800円 + 支援分 63,600円 + 介護分 0円 = 203,400円

モデルケース ②  
世帯主 69歳 (所得額50万円 固定資産税 6万円)  
妻 67歳 (所得額 0万円 固定資産税 0万円)  
医療分 40,200円 + 支援分 18,300円 + 介護分 0円 = 58,500円  
※所得額が少ないため、国保税が5割軽減で計算されています。

モデルケース ③  
世帯主 73歳 (所得額 0万円 固定資産税 3万円)  
妻 70歳 (所得額 0万円 固定資産税 0万円)  
医療分 18,600円 + 支援分 8,400円 + 介護分 0円 = 27,000円  
※所得額が少ないため、国保税が7割軽減で計算されています。

# 平成26年度 国民健康保険税が 決定しました

国見町議会定例会において、平成26年度国民健康保険税の税率が決定しました。  
この改正は算定の基礎となる前年の所得が確定したことから、平成25年度国民健康保険特別会計の収支の見込みがついたこと及び今後の医療費の動向などを勘案したうえで改正したものです。

今年度の税率改正により、一人あたりの医療・支援金平均負担額は、昨年と比べ1.4%減となりました。全国的に被保険者の医療費や後期高齢者医療制度による支援金負担が増加しており、当町においても例外ではありません。  
しかしながら東日本大震災や原発事故からの復興途上であることなどを考慮し、被保険者の負担をできる限り軽減するため、国民健康保険特別会計の平成25年度繰越金などから五千六百万円を充当し、平均税負担の軽減を図ったものです。

国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主の方へお届けします。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、家族の中に国民健康保険に加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。  
納付方法は、年金天引きによる納付(特別徴収)、納付書による現金納付、口座振替による納付の3通りとなりますので、納税通知書でご確認ください。  
国民健康保険税は国民健康保険制度運営のための大切な財源です。忘れずに納期内に納めましょう。

【国保税の計算方法】  
国民健康保険税は、医療分と支援金分(後期高齢者医療支援金分)と介護分(介護保険第2号被保険者が含まれる世帯)の合計金額となります。  
【減額対象世帯の範囲が広がります】  
なお、介護分については、前年度と比べ一人あたり3.1%の減額となっています。また、所得額が一定基準以下の世帯を対象に行われている、国民健康保険税の軽減措置の対象範囲が平成26年度より拡大されます。

【納付義務者と納付方法】  
国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主の方へお届けします。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、家族の中に国民健康保険に加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。  
納付方法は、年金天引きによる納付(特別徴収)、納付書による現金納付、口座振替による納付の3通りとなりますので、納税通知書でご確認ください。  
国民健康保険税は国民健康保険制度運営のための大切な財源です。忘れずに納期内に納めましょう。

## 平成26年度 国民健康保険税の税率

	医療分		支援金分		介護分	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
所得割	5.50%	5.07%	2.56%	2.36%	2.81%	2.48%
資産割	11.92%	5.28%	5.52%	2.75%	7.21%	3.30%
均等割	20,000円	20,000円	9,500円	9,000円	13,300円	12,500円
平等割	17,000円	17,000円	8,400円	7,400円	8,000円	7,000円
課税限度額	51万円 (25年度同額)		16万円 (2万円引上げ)		14万円 (2万円引上げ)	

## 1世帯および1人あたりの平均保険税負担額 (年額/円)

	医療分		支援金分		介護分		医療分+支援金分の合計	
	1世帯あたり	1人あたり	1世帯あたり	1人あたり	1世帯あたり	1人あたり	1世帯あたり	1人あたり
26年度	96,832	53,013	42,752	23,406	41,514	32,108	139,584	76,419
25年度	99,205	53,433	44,645	24,046	43,697	33,152	143,850	77,479
増減額	-2,373	-420	-1,893	-640	-2,183	-1,044	-4,266	-1,060
増減率	-2.4%	-0.8%	-4.2%	-2.7%	-5.0%	-3.1%	-3.0%	-1.4%

高年齢受給者証を送付します  
国見町国民健康保険に加入している70歳から74歳までの高齢受給者証の有効期限は、平成26年7月31日までです。7月下旬に更新後の新しい高年齢受給者証を送付しますので、8月以降、病院などにかかるときには被保険者証と一緒に新しい高年齢受給者証をご提示ください。